

奈良県土木施行管理技士会会費規定

第1条 奈良県土木施工管理技士会規約第7条による会費及び入会金の徴収はこの規定の定めるところによる。

第2条 入会金及び会費は次のとおりとする。

(1) 入 会 金

法人加入----- 10,000円

個人加入----- 5,000円

(2) 会 費

法人企業において有資格者4名以上を有する場合は原則として法人会費とする。

法人加入 年間(有資格者1名~4名)20,000円を加算徴収するものとする。

有資格者4名を越え加入の場合は1名増す毎に2,000円を加算徴収するものとする。

個人加入 年間 ----- 5,000円

賛助会員 年間 法人----- 10,000円

個人----- 5,000円

第3条 会費の賦課期日は毎年4月1日とする

第3条 会費の納付期日は毎年6月30日とする。

(1) 会費の納付は会費納入通知書によるものとする。

第5条 前条に定める期日までに会費を納入しなかったときは督促状を発送しなければならない。